

一般社団法人地理空間情報推進協会 定款（抜粋）

第2章 社員

（社員権利の停止）

第12条 社員の会費の滞納が1年以上に達したときは、理事会の決議を経て社員の権利を停止することができる。

（社員資格の喪失）

第13条 社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1） 第12条に規定する構成員資格の停止後、会費の滞納がさらに1年の経過を経た場合
- （2） 死亡したとき
- （3） 社員総会により除名されたとき

（除名）

第14条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合、その社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- （1） 当法人の名誉を毀損する行為があったとき
- （2） この定款その他の規則に違反し、当法人の秩序を乱す行為があったとき
- （3） 会費の滞納が2年以上に達したとき
- （4） その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名したときは、これを本人に通知する。

第10章 暴力団排除条項

(暴力団排除条項)

第55条 社員および賛助会員となるものは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営に実質的に関与又は支配していること
- (2) 社員および賛助会員自身、もしくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等のために、暴力団員等を利用していること
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
- (4) 社員および賛助会員自身（役員もしくは経営に実質的に関与している者を含む）が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 社員および賛助会員が前項に違反した場合、何ら通知催告の手続きを要しないで、即時当該社員および賛助会員を除名することができる。また、当該社員および賛助会員が第1項に違反して当法人を除名された場合、当法人は、当該除名により被った損害を当該社員および賛助会員に請求することを妨げない。